委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部都市計画課
委託業務番号	令和4年度 長都計第57号
委託業務名称	長浜駅自由通路施設保守点検及び監視業務
委託業務場所	長浜市北船町1番5号(JR長浜駅)
業務の概要	エレベーター保守点検業務 エスカレータ保守点検業務 ビル施設遠隔監視 受変電保安業務 消防設備等保守点検 エレベータ昇降路内ガラス清掃
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	6, 217, 200円
契約の相手方	[所 在 地 又 は 住 所]滋賀県草津市矢倉2丁目4番23号
	[商 号 又 は 名 称] 三菱電機ビルテクノサービス㈱ 関西支社 滋賀支店
契約相手方の 選 定 理 由	昇降機設備の事故を防止して利用者の安全確保に万全を期すためには、日常的なメンテナンスを適切に行うとともに、故障・事故等発生時に適正かつ迅速な対応することが必要になる。上記の事業者は、エレベーター及びエスカレーターのメーカーである三菱電機株式会社が指定するメンテナンス会社であり、昇降設備の保守を含めた施設管理に精通している。 長浜駅自由通路施設の管理実績もあり、当該施設の機械設備を一体的に請け負わせることで効率的な管理ができる。 以上のことから、業務の性質上代替性がないと判断し、1者随意契約を行う。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
根拠規定	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。